

## 佐倉市景観審議会について

- ・佐倉市景観条例(平成30年1月1日施行)第17条で位置付け

## 【審議事項】

審議事項	条 例	条例施行日
景観計画の策定	第2条第2項	平成30年 1月1日
景観計画の変更	第2条第3項	
届出に対する勧告	第9条第1項	平成30年 7月1日
氏名公表	第9条第3項	
変更命令	第10条	
景観重要建造物の指定、許可等	第11条	
景観重要樹木の指定、許可等	第13条	
表彰	第16条第3項	

## 【委員構成】

- ・学識経験者、各種団体の代表者、関係行政機関の職員、その他市長が適当と認めるもので10人以内 (条例第17条第2項)
- ・任期2年 (条例第17条第3項)
- ・組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める (条例第17条第4項)

## 【会長・副会長】

- ・会長は学識経験者の中から互選で選出 (規則第12条第2項)
- ・副会長は会長が指名する (規則第12条第3項)
- ・会長は会務を総理し、審議会を代表する (規則第12条第4項)
- ・副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する (規則第12条第5項)

## 【会議】

- ・会議は会長が招集し、その議長となる（規則第13条第1項）
- ・委員の過半数以上の出席により開催（規則第13条第2項）
- ・議事は出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する（規則第13条第3項）

## 【関係者の出席】

- ・必要があると認めるときは、相当と認める者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる（規則第13条第4項）

## 【庶務】

- ・庶務は、都市計画主管課で処理する（規則第14条）

## 【その他】

- ・規則のほか、運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める（規則第15条）